

ご利用条件及び乗車ルール

● 乗車する前に

16歳未満の者の運転の禁止

特定小型原動機付自転車を運転するのに運転免許は必要ありませんが、
16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転することは禁止されています。



飲酒運転の禁止

お酒を飲んだときは、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。

乗車用ヘルメットの着用

特定小型原動機付自転車の運転者には、乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されることとなりました。
交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。
自分の命を守るため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



二人乗りの禁止

特定小型原動機付自転車は、二人乗りをしてはいけません。

又貸し禁止

ご利用登録された人以外がご乗車は禁止です。アカウント登録者が必ずご乗車ください。



走行中のスマホ操作、注視禁止

車両が停止しているときを除き、スマートフォン等を通話のために使用したり、
その画面に表示された画像を注視したりしないこと

● 通行する場所

車道通行の原則

車道と歩道又は路側帯の区別があるところでは、車道を通行しなければなりません（自転車道も通行することができます）。

道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行してはいけません。

※この機材は歩道を通行することは出来ません。道路標識等により歩道を通行できることとされていても、歩道走行用に時速6キロ以下走行時に緑点滅しない為、歩道を通行することができません。

